



経済格差を教育格差に繋げないために

— 高等教育の機会均等に向けて —

2010 年 3 月 26 日

社団法人 経済同友会

【 目 次 】

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1. 我々の問題意識・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2. 高等教育の機会均等を阻害する様々な格差・・・・・・・・	3
(1) 親・家庭の経済力による格差・・・・・・・・	3
(2) 教育環境の格差・・・・・・・・	4
(3) 地域間格差－地方と東京等都市部との格差・・・・・・・・	4
3. 高等教育の機会均等を実現するための方策について・・・・・・・・	4
(1) 親・家庭の経済格差による影響を解消させる方策・・・・・・・・	4
ア. 奨学金制度の質的改善と量的拡充・・・・・・・・	4
イ. 国立大学授業料等の改革・・・・・・・・	8
ウ. 私立大学への助成の在り方・・・・・・・・	9
エ. 教育に関する税制・・・・・・・・	10
オ. 企業の貢献・・・・・・・・	10
(2) 教育環境の格差の是正に向けて・・・・・・・・	11
(3) 地域間格差の是正に向けて－地方と東京等都市部の格差是正策・	14
おわりに－さらなる議論に向けて・・・・・・・・	15
別紙・・・・・・・・・・・・・・・・	17
参考図表・・・・・・・・・・・・・・・・	18
教育問題委員会名簿・・・・・・・・・・・・・・・・	22

はじめに

経済同友会は創立以来、教育問題に対して様々な提言を行ってきた。近年においては、「教育の『現場力』強化に向けて」（2005 年、初等中等教育）、「教育の視点から大学を変える」（2007 年、高等教育）、「18 歳までに社会人としての基礎を学ぶ」（2009 年、中等教育）など各教育段階での問題点を指摘し提言を行っている。我々が教育を重視するのは、教育を個人の人格形成や知識習得の手段とするだけでなく、人的資本に対する投資と考えてきたためであり、わが国の発展や国益に欠かせないものとして認識してきた。

昨年初めて大学進学率が 50%を超えた。これは、高等教育がユニバーサル化の段階に入った証左であり、わが国の高等教育の普及という点で一つの到達点に達したと言えよう。しかし、大学進学率は上昇したものの、大学・学生の質は反って低下しているとの指摘もある。高等教育を代表する大学教育には、この大学教育の質の低下あるいは質の保証の問題のほか、授業料等大学進学コストの増大、大学入試制度の在り方、キャリア教育の在り方、大学のガバナンス改革など、解決すべき課題は少なくない。

なかでも、大学進学にかかる教育費の増大は、長引く不況により収入が減少し続ける家計の負担を直撃している。資源の乏しいわが国がこれまで発展をなし得てきたのは、偏に人的資本によってであり、日本が国際的に重要な地位を維持していくためには、人への教育投資は決して惜しんではならない。我が国では、一般的に大学教育にかかる教育費負担は、公的な奨学金制度はあるものの、その多くを家計が相当な無理をしながら担ってきた。しかし、昨今の経済情勢においては家計の負担は限界に達しつつある。

このままでは、親・家庭の経済的な格差が子どもの学力・教育水準の格差につながり、ひいては経済的な格差を次世代に継承することになりかねない。我々はかかる事態を重く見て、他にも様々な課題はあるが、経済格差を教育格差に繋げないために、今回は家計における教育費負担の軽減策について提言を行いたい。

1. 我々の問題意識

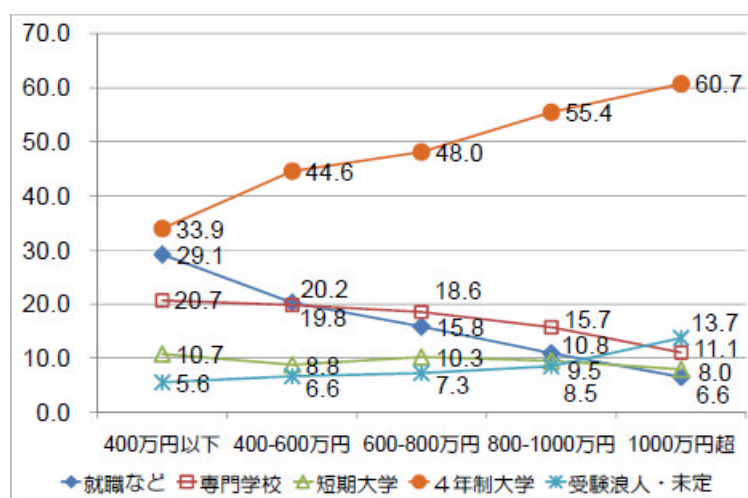
様々な調査研究の結果、経済格差が教育格差を生んでいることがわかってきている。つまり、勉強する意欲はあるが、親・家庭の収入が少ないことによって、望む教育を受けることができない子どもが依然として存在するということである。これが貧困の再生産、すなわち世代間に貧困を継承するものであれば、安易な放置はできない。

通常、親はなんとかして子どもにいい教育を与えたいと思うが、家計の状況によっては経済的に無理な場合もある。(図表 1-1、1-2) しかし、現に存在する親・家庭の経済格差を政策的に解消することは容易ではない。ただ、子どもが獲得すべき知識や情報の格差は、子どもたちへの教育によって、その格差は解消することが可能である。貧しい家庭の子どもでも、教育によって得た知識を活用することで、貧困から脱し、豊かになることができるのである。

したがって、子どもには等しく教育の機会を与えなければならない。この目的のために、国や社会が支援を行うことは、子ども自身の受益のみならず、有能な人材が輩出されることでわが国の国益に適うものと言えよう。

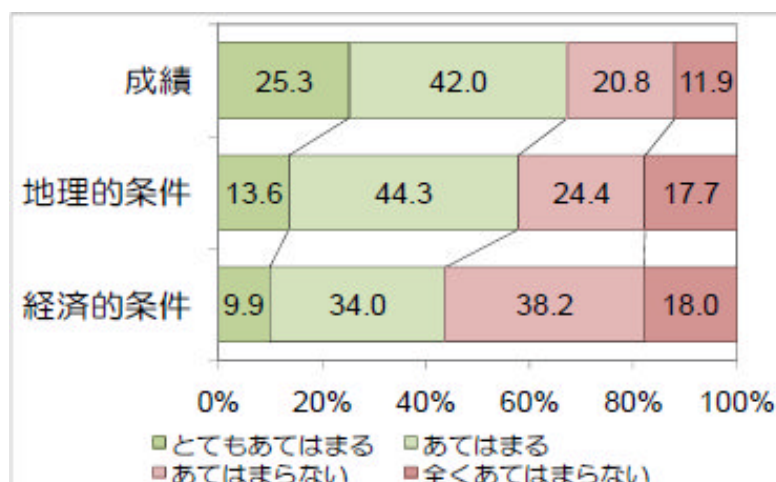
わが国では義務教育、高校進学程度までは、鳩山政権による高校無償化もあり、他に様々な問題を抱えているものの、少なくとも授業料負担の面では機会均等が達成される方向に向かいつつあると考えられる。したがって、本提言では、主として大学進学、すなわち高等教育の機会均等の達成について提言したい。

図表 1-1 高校卒業後の予定進路（親の所得階層別）



(出所) 東京大学経営・政策研究センター「高校生の進路追跡調査(2007年9月)」

図表 1-2 進路を決めた要因



(出所) 東京大学経営・政策研究センター「高校生の進路追跡調査(2007年9月)」

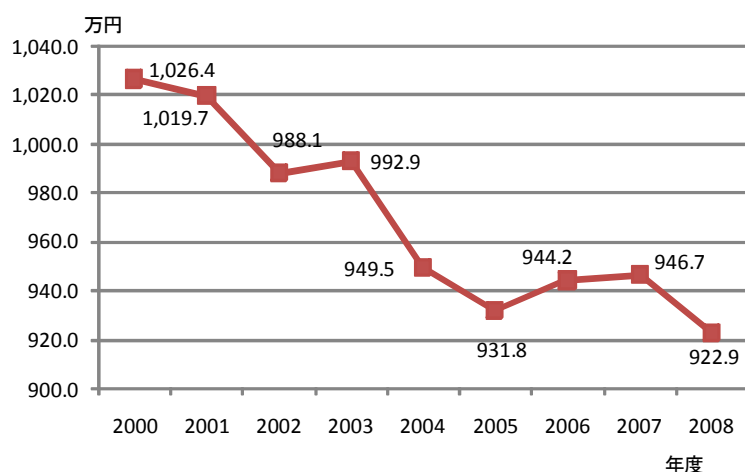
2. 高等教育の機会均等を阻害する様々な格差

高等教育の機会均等を阻害する要因として、親・家庭の経済力による格差が大きな要因としてあるが、それだけではなく、子どもの置かれた教育環境の違いや、都市部と地方といった地域間格差なども存在する。ここでは、それぞれの格差の実態、影響について述べる。

(1) 親・家庭の経済力による格差

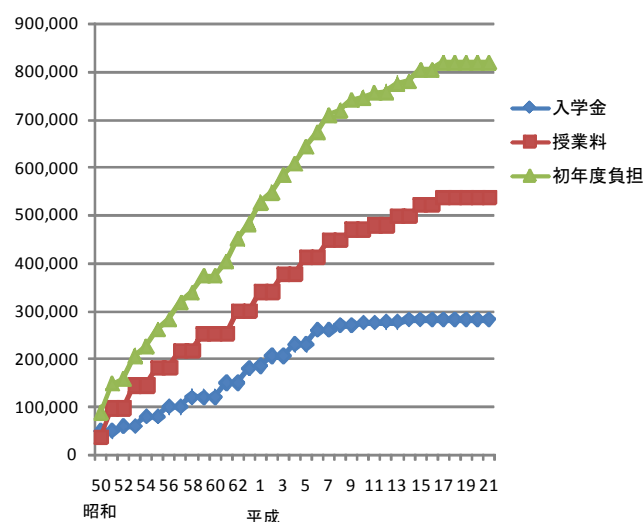
親の所得の減少や国立大学等の授業料の大幅な値上がりにより、家計の教育費負担が増大している。(図表 2-1、2-2) 一方、わが国の高等教育における公的財政支出はOECD加盟諸国で最低であり、家計の貧困により大学進学へのチャンスが狭められるといった現象が生じている。(図表 2-3)

図表 2-1 世帯の税入年収の推移 (東京圏の私立大学へ通う親の年収)



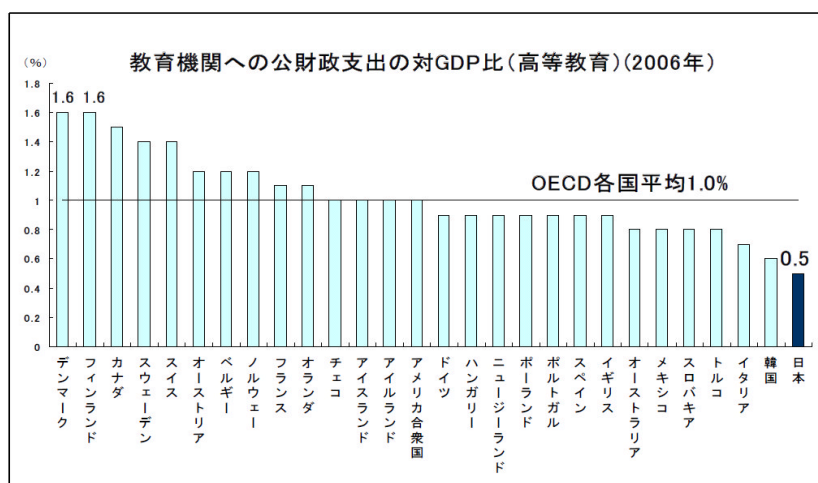
(出所) 東京私大教連「私立大学新入生の家計負担調査 (2008年度)」

図表 2-2 国立大学の授業料・入学金の推移



(出所) 文部科学省資料

図表 2-3 教育機関への公財政支出の対GDP比 (高等教育) (2006)



(出所) OECD「図で見る教育」(2009年版)

【高等教育】	2009年版 (2006年)		
	公財政	私費負担	合計
日本	0.5	1.0	1.5
アメリカ合衆国	1.0	1.9	2.9
イギリス	0.9	0.4	1.3
フランス	1.1	0.2	1.3
ドイツ	0.9	0.2	1.1
OECD平均	1.0	0.5	1.5

（２）教育環境の格差

親の言葉や行動、家庭での教育、塾通いや同級生の行動等が、子どもの向学心や成績に大きく影響を及ぼしているとの教育学者らの研究成果が出されている。このため、東京など都市部では公立学校を回避し、教育環境・設備が整った私立小学校、私立中学校に進学するケースが増えている。このような教育環境の格差は、特に初等中等教育段階を通して学力の格差を拡大させ、その結果、高等教育進学において機会均等が保障されていないとの指摘も多い。

（３）地域間格差―地方と東京等都市部との格差

東京等都市部には有力な大学が集中しているため、地方の学生が東京等都市部の大学に進学することはよくあるケースである。しかし、都市部では居住費が高く、特に東京は家賃、生活費が日本で最も高い地域であり、学費以外のコストが多大にかかる。このために、学力は十分あっても、希望する大学への進学を断念せざるを得ない場合もある。

３．高等教育の機会均等を実現するための方策について＜＜提言部分＞＞

本章では、上記で述べた三つの格差について、その是正策を提言したい。ただし、格差を是正しようとするのは、単により多くの人々を大学に進学させるのではなく、機会均等化することで優秀な学生を掘り起こし、大学生のレベル・質を高めることが目的である。したがって、以下に述べる様々な支援策の遂行に当たっては、学生の質の確保、そして大学教育の質の保証や改善が前提となることは、ここであえて明記しておきたい。

（１）親・家庭の経済格差による影響を解消させる方策

親・家庭の経済的な不利を防ぐため公的な奨学金制度が整備されている。わが国の奨学金制度は、独立行政法人日本学生支援機構による貸与制度が中心である。当該奨学金は無利子の「第一種奨学金」と有利子の「第二種奨学金」からなり、現状、給付奨学金はない。

ア．奨学金制度の質的改善と量的拡充

経済同友会では、2007年の独立行政法人整理合理化に関する提言¹において、日本学生支援機構の業務改革のほか、第一種奨学金を拡充し第二種奨学金を廃止すべきであると提言している。独立行政法人改革という中長期的なビジョンは維持しつつ、現下の情勢を鑑み、当面の措置として既存の枠組みを前提に、奨学金制度の具体的な制度設計について提言を行うものとする。

¹ 「独立行政法人整理合理化計画の策定に向けて」（2007年10月 構造改革進捗レビュー委員会）

図表 3－1 日本学生支援機構の奨学金制度

区 分		第一種奨学金（無利息）	第二種奨学金（利息付）
対象学種		大学・短大、高専、大学院、専修学校専門課程 ※高校・専修学校高等課程は平成17年度入学者から順次都道府県へ移管	大学・短大、高専（4・5年生）、大学院、専修学校専門課程
貸与月額		学生が選択（高い月額、低い月額） ※私大・自宅外通学の高い月額の場合 64,000円	学生が選択 ※大学の場合、3、5、8、10、12万円から選択
貸与基準	学力	①高校成績が3.5以上 ②大学成績が学部内において上位1/3以内 ※大学・短大の場合	①平均以上の成績の学生 ②特定の分野において特に優秀な能力を有すると認められる学生 ③学修意欲のある学生 ※大学・短大の場合
	家計	998万円以下 ※私大・自宅通学・4人世帯で主たる家計支持者が給与所得者の場合	1,344万円以下 ※私大・自宅通学・4人世帯で主たる家計支持者が給与所得者の場合
返還方法		卒業後20年以内	卒業後20年以内の元利均等返還
返還利率・返還利息		—	上限金利3%（在学中は無利息） 19年度採用者から利率固定方式と利率見直し方式の選択制

（出所）日本学生支援機構

（i）現行制度の問題点

日本学生支援機構の奨学金制度は、貸与総額 5 兆 7 千億円、貸与人数 115 万人という巨大な規模となっており、これまでわが国の高等教育の機会均等に大きく寄与してきた。しかし、大学教育のユニバーサル化の進展、学費の上昇による家計負担の限界、延滞債権の増加など、社会経済情勢の変化もあり、奨学金制度の質的改善と量的拡充が求められている。まずは、現行の問題点を指摘する。

①学校割当制の問題

学校割当制とは、学校毎に当年度の新規奨学生数が割り当てられる制度である。この制度においては、仮に受給条件をクリアしていても、希望者が多い場合は奨学金が受けられない場合がある。特に無利子の第一種奨学金において受給できない場合が発生している。事前に受給できるかどうか確定できる「予約採用」もあるが、それでも希望者全員に行き渡るものではない。

②奨学金がローン型であること

日本学生支援機構の奨学金は、すべて貸与奨学金であり、卒業後には返済を行うローン型である。ローンであるため返済を求めること自体は当然のことであるが、一部学生には将来の返済を恐れるあまり、進学を回避する学生もいるとの指摘がある。

本来、最も利用が期待される低所得者層ほど、将来の返済負担を恐れて大学進学を回

避する傾向がみられるのであれば、本末転倒と言わざるを得ない。

(ii) 奨学金制度の具体的な改善策

＜提言 1＞奨学金制度の改善策

①受給条件を満たした希望者全員に貸与奨学金を一学校割当制の撤廃

第一種奨学金（無利子）、第二種奨学金（有利子）について、受給条件を満たした希望者全員に奨学金を給付する。

②返済免除規定の導入

卒業後の年収によって返済額を減免する制度を設ける。

卒業時の成績優秀者に対し、返済の減免制度を設ける。

③給付奨学金の導入

新たに給付奨学金制度を設ける。

受給資格：親の所得 400 万円以内、センター試験成績の上位 15%以内等

給付額等：年間 60 万円、給付人数：3 万人／学年

①受給条件を満たした希望者全員に貸与奨学金を一学校割当制の撤廃

現在の学校割当制を廃止し、第一種奨学金（無利子）、第二種奨学金（有利子）の両方について、受給条件（所得・成績）を満たした希望者全員に奨学金を給付するべきである。現行制度でも、第一種奨学金の落選者は第二種奨学金で対応し、第二種奨学金についてはほぼ希望者全員が受けられており、実現はそれほど難しいものではない。

ただ、現状でも問題となっている延滞債権は、増加率こそ逡減しているが、総額としては依然として増加している。契約の履行は社会人として守るべき義務であり、悪質な延滞者には法的手続きも辞さず、回収を図るべきである。また、回収率強化のため、返還金の回収に源泉徴収制度を導入することが効果的であり、企業は協力すべきである。

②返済免除規定の導入

現在でも失業、病気等の理由で返済猶予規定があるが、これを拡大し、卒業後の年収が低ければ返済額を減免する制度を設けることを検討すべきである。これは、オーストラリアなど一部の国で「所得連動型ローン」として導入されており、わが国でも納税者番号の導入などと一体的に導入されるのが望ましい。また、卒業時の成績優秀者に対し、一定の減免制度を設けることも検討すべきである。²

² 大学院では、第一種奨学金について成績上位 30%を全額又は半額免除している。

③給付奨学金の導入

新たに「給付奨学金制度」を設けるべきである。他の先進国では、給付奨学金をはじめ、高等教育に多額の公財政支出が行われている（図表 3-2）。我が国でも企業奨学金や大学独自の奨学金はあるが規模は小さく、公的な給付奨学金制度の設置要望が強い。

給付奨学金の受給条件としては、親の所得水準かつ学生の成績とし、返済負担がないことから、選抜基準は第一種奨学金よりも相当厳しくすべきである。

また、これにより新たな財源が必要となるが、公財政負担の妥当性の観点から、給付奨学金の導入効果の計測等、政策効果を計るために奨学生の追跡調査を必ず行い、大学教育及び学生の質の向上につながるものとしなければならない。

（給付奨学金の概要）

給付金額：60 万円／年、給付人数：約 3 万人／学年（大学進学者の約 5 %）

選抜基準：①親の所得基準－親の所得 400 万円以下、かつ、

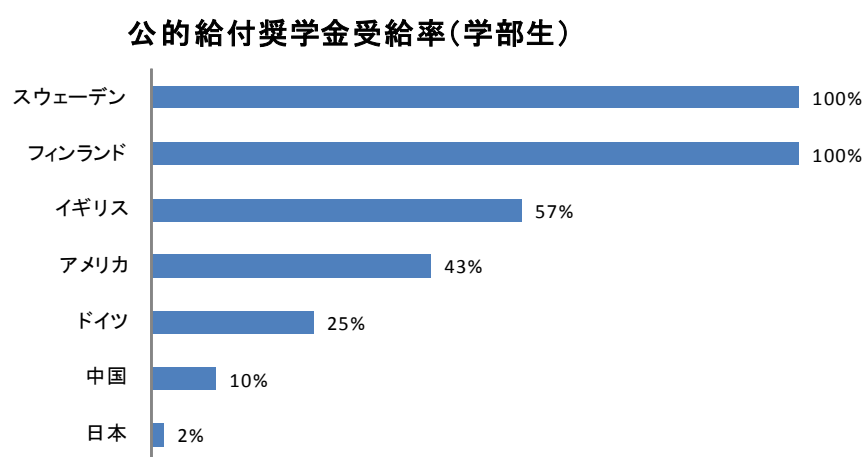
②成績基準－センター試験上位 15%以内

更新基準：受給資格の更新は毎年行うものとし、大学での成績に加え、面接、小論文等により人物面の評価も併せて実施。

財政負担：約 700 億円（試算）

☆制度の詳細は、別紙ご参照

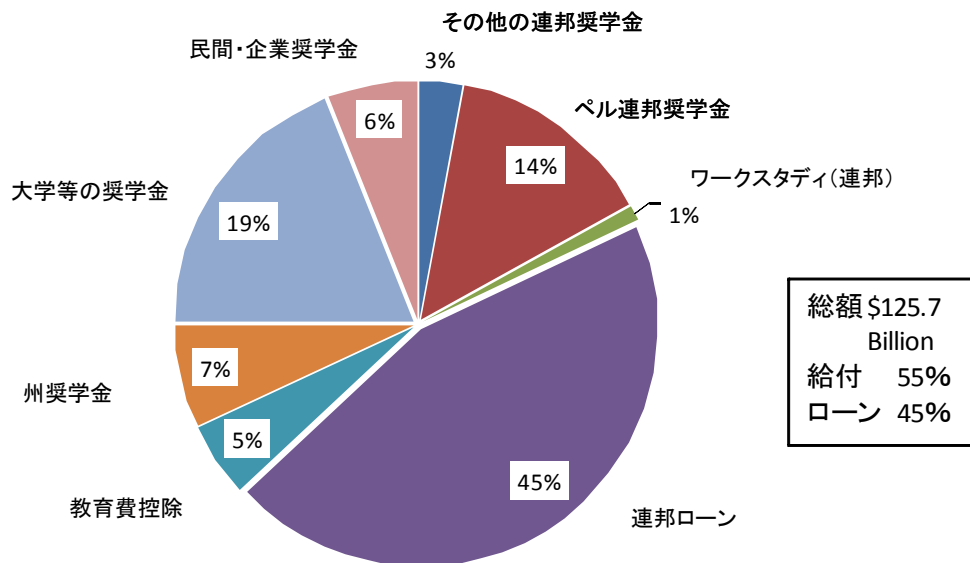
図表 3－2 諸外国の公的給付奨学金受給率



（注）日本は授業料の全部又は一部免除者数の割合（2009年度推計値）、諸外国は2006年調査

（出所）東京大学 大学総合教育研究センター 小林雅之教授資料、文部科学省資料より作成

図表 3－3 アメリカの奨学金制度の内訳（機関別、金額、2008-09）



(出所) College Board 「Trend in Student Aid 2009」

イ. 国立大学授業料等の改革

＜提言 2＞国立大学授業料等の改革

①入学金の廃止、又は入学金相当額を授業料に均等負荷

国立大学の入学金の廃止、又は入学金相当額を授業料に均等負荷し、初期費用を引き下げる。

②国立大学授業料に低所得者向け減免制度を設ける

低所得者向けの授業料減免制度を設置する。

③国立大学法人に求める経営努力

上記の入学金、授業料の減免に対する財源は、国立大学法人独自で捻出できるように経営努力を行うべきである。

①入学金の廃止、又は入学金相当額を授業料に均等負荷

現在、国立大学の入学金は約 28 万円であるが、入学金という仕組み自体が大学入学の初期費用を増大させてしまう制度であり、進学ハードルを無用に高くしてしまっている。せめて、授業料に均等負荷するなど、学生に一度に多くの負担を強くないような工夫が必要である。

②国立大学授業料の低所得者向け減免制度の設置

国立大学の授業料は約 54 万円であるが、ここ十数年にわたり値上げが著しく、高等教育の機会均等に逆行する結果となっている。少なくとも、低所得者向けの授業料については免除・減免すべきである。比較的予算に余裕のある東京大学では、親の年収が 400 万円以下の学生には、授業料を全額免除している。

③国立大学法人に求める経営努力

国立大学法人は運営費交付金に依存する経営体質であるが、企業からの受託研究費や企業との共同研究費の獲得、企業・個人からの寄付金の取り込み、事務効率化によるコスト削減等経営努力により資金力を高め、学生の授業料・入学金減免の原資とすべきである³。したがって、上記で述べた入学金・授業料の減免に対する原資は大学独自財源で捻出するのが望ましいことは言うまでもない。

ウ．私立大学への助成の在り方

①高等教育における私立大学の役割

私立大学の学費は国公立大学よりも高い傾向にあり、私立大学生の負担も当然ながら国公立大生よりも大きくなっている。このため、私立大学には比較的裕福な家庭の子どもが進学すると思われていた。しかし、最近の調査研究では、私立大学に通う学生の親の年収よりも、有名国立大学へ進学した学生の親の年収の方が高いという逆転現象が生じていることがわかっている。

昨年、大学進学率が初めて 50%を越え、大学のユニバーサル化が着実に進展している。この中で私立大学は学生数の 3/4 を担っており、必ずしも、裕福な家庭の子が私立に進学し、貧しい家庭の子が国公立へ進学するということが言えなくなっている。

②私立大学への助成方法の改革

私立大学は設立された経緯、「建学の精神」等から本来自立自存すべきであり、国の関与は少ない方が望ましい。しかし、高度人材の輩出という社会への寄与度から見た場合、私立大学への助成金はあまりにも小さく、学生一人当たりの公的支援額で比較すると国公立大学の 7%にすぎない。

本来であれば、国公立と私学への公的助成の格差を減少させていく必要があるが、大学が年々増加する状況において、私立大学の中には教育・研究の質の面で問題のある大学も少なからず存在する。財政状況が厳しい折、私学助成を増加させるならば、教育・

³ 私立大学の中には、教職員の賞与を削減し、貧困家庭の学生向けの給付奨学金を創設した大学がある。

研究面での質の保証は譲れない一線である。

質の高い大学へ助成金を集中させるためには、基本的に学生への直接支援の方向に向かうのが望ましく、定員割れしている大学への補助を大幅に削減するなどして、学生や社会からの評価が高い大学へより多くの資金が集中的に配分されるような合理的な仕組みを検討すべきである。

エ．教育に関する税制

①大学授業料等の税額控除

大学授業料等の家計負担を軽減するために、授業料等を税額控除の対象にすることを検討すべきである。現行の所得控除である特定扶養控除でも家計負担の軽減になっているが、高所得者層ほど有利になる制度であり、税額控除の方が機会均等の確保という点では優れていると言える。

なお、税額控除の導入までの当面の措置として、大学生を抱える家庭に対して現行の特定扶養控除（19～22 歳）を残すことは、家計負担軽減の観点から一定の意義はあるが、高校生のいる家庭に対する特定扶養控除（16～18 歳）は、高校無償化の恩恵を受けるため、縮小・廃止の方向は妥当である。

同時並行的に実施される「子ども手当」、「高校無償化」は、家計への経済支援という点で、初等中等教育の機会均等に一定の効果があるものと期待される。

オ．企業の貢献

①企業の給付奨学金を増加させる

現在でも各大学には各企業による給付奨学金等があり、一定の役割を果たしているものとみられる。また、企業による寄付講座も多くの大学で実施されている。しかし、現状の資金規模では、希望者のニーズに十分応えられておらず、社会貢献の一環として積極的な貢献を期待したい。なお、企業による奨学金基金等への寄付に対する税制面での優遇策も検討すべきであろう⁴。

②貸与奨学金の返還金回収支援

日本学生支援機構の奨学金において、返還金の延滞増加が社会問題となっているが、企業は採用した卒業生に対し、給与から返還金を源泉徴収するなど、回収事務に協力することを期待する。

⁴ 現状では、日本私立学校振興・共済事業団の受取者指定寄付金については、寄付金の全額を損金算入できる制度がある。

③企業のスポンサーシップを教育分野に

企業はスポーツなどの各種イベントに、広告宣伝効果と社会貢献の両方の目的で、スポンサーとなって資金を提供しているが、これを大学教育にも取り入れてはどうか。寄付講座や講師派遣も大きくはこの範疇だが、大学側の工夫と企業の積極的な協力を期待する。

(2) 教育環境の格差の是正に向けて

教育環境の格差、すなわち、親・家庭環境の違いや塾通いの有無等による学力への影響については、近年、教育学者らによって様々な研究成果が報告されている。例えば、「家庭の学習時間」や「ニュースや新聞記事について子どもと話す」、「朝ごはんを毎日食べる」などによって、学力に格差が生じるという報告がなされている。これらの教育環境の格差は、幼児教育や初等中等教育にも様々な影響を及ぼし、生徒間の学力の格差を拡大させ、結果として高等教育への進学時において機会均等でない状況が生じている。

経済同友会では、昨年2月に約二年にわたる議論の結論として、中等教育に関する提言「18歳までに社会人としての基礎を学ぶ―大切な将来世代の育成に向けて 中等教育、大学への期待と企業がなすべきこと」を発表した。この提言では、一人ひとりの子どもが社会人として生きていくために必要な基礎力を身に付けることの重要性を説き、広がりつつある学力格差についても「教育・学力のM字カーブ」問題として取り上げ、教師・学校等の改革や大学入学時期を9月に改めることなどにより、子どもたちの学力・基礎力の底上げを提言している。

また、親・家庭環境の違いや塾通いの有無などは、親・家庭の所得状況にも影響される場合が少なくないとされる。すなわち、経済的な格差が教育環境の格差に結びついている可能性があるということである。このような議論から、単に高等教育進学への資金支援を行っただけでは、真に機会均等とはならないとの意見も多い。しかし、このような初等中等教育段階における親・家庭の経済格差については、新政権によって導入される「子ども手当」と「高校無償化」⁵が一定の効果を発揮すると予想され、財源等の問題はあっても、教育の機会均等の観点からその政策効果を期待したい。

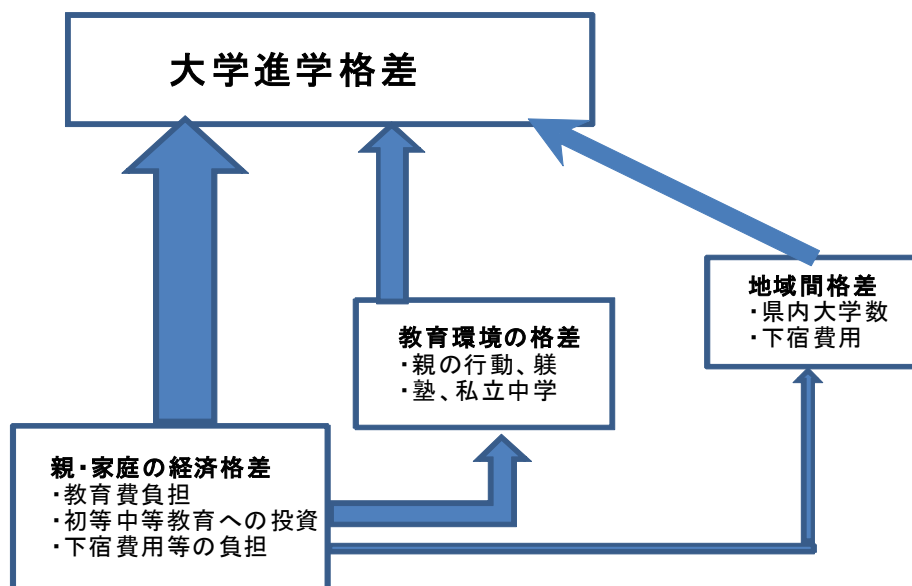
したがって、教育環境の格差是正に関しては、同友会提言の実行、政府による経済的支援を期待したいが、それに加え、親に対する情報提供や啓蒙活動、教師の意識改善のほか、子どもの周りにいる大人たちの関与も重要となろう。中でも、教師の役割は、教育水準の維持、機会均等という点で最も重要である。また、これらの教師を支援する上でも少人数学級の採用が望まれる。早期から少人数学級を取り入れている秋田県では、全国学力テストの成績が

⁵ 「高校無償化」によって、公立高校の授業料無償化、および私立高校生への金銭的な支援が実施される。私立高校生への金銭的な支援については、親が低所得である場合に増額給付するスキームとなっている。

小学校・中学校ともに全科目で全国第一位であり、一定の効果が認められる。

図表 3－4 経済格差の波及効果

経済格差の波及効果(経済格差は、教育環境の格差と地域間格差にも影響を与えている。)



(出所) 経済同友会作成

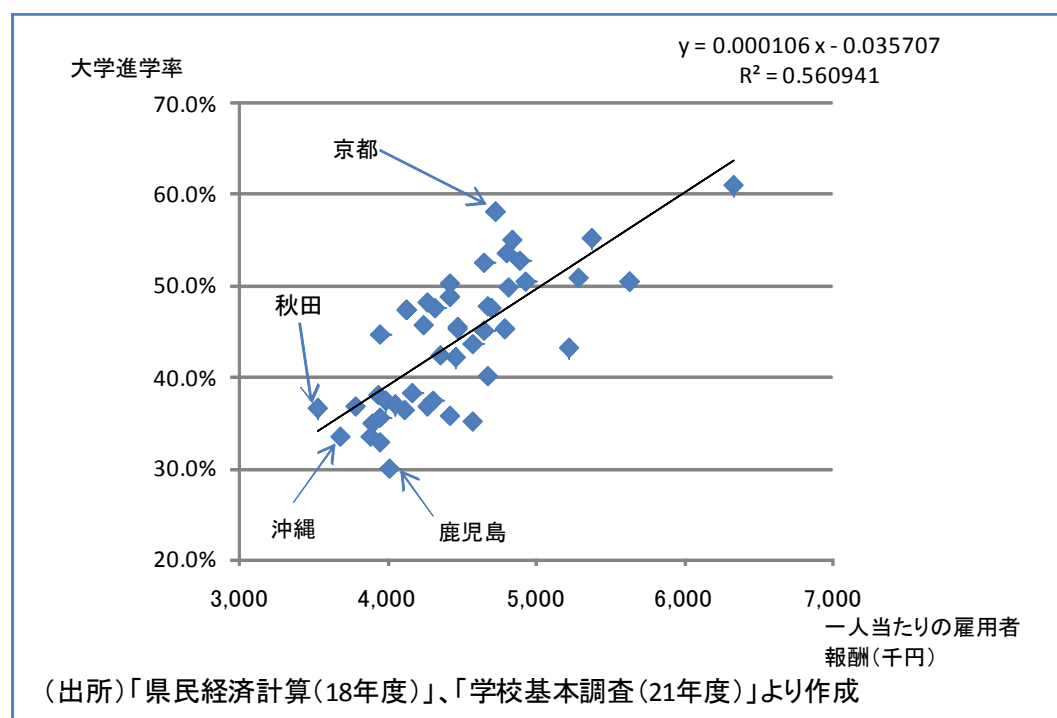
コラム：

＜大学進学率と所得水準の関係、都市部と地方との関係＞

「大学進学率」と「各県の一人当たりの雇用者報酬」の関係を見ると、一定の相関がみられる。相関係数は 0.74896 である。

秋田県は全国学力テスト（小中学校）で第 1 位だが、「大学進学率」は第 38 位であり、それほど高くはない。一方、「一人当たりの雇用者報酬」は最下位である。これだけをもって、所得水準が大学進学率に影響を及ぼしているとは断言できないが、所得水準が大学進学に何らかの影響を与えている可能性も否定できない。

また、大学進学率が低い県を見ると、沖縄県（44 位）、鹿児島県（47 位）などは、所得要因だけでなく、大学が集中する大都市圏から遠い地域であること、また県内の大学数・定員数が比較的少ない地域であることが要因として考えられる。京都府は「一人当たりの雇用者報酬」は第 12 位だが、大学進学率は第 2 位である。これは、京都府内に大学数（第 7 位）・定員数（第 4 位）が多いことが要因として考えられる。



（３）地域間格差の是正に向けて―地方と東京等都市部の格差是正策

地方の学生が東京等都市部の大学に進学しようとするすると学費に加え、多額の家賃・生活費がかかってしまう。この負担により、希望する大学への進学を断念しているケースは少なくない。これは、地方の学生にとって、機会均等とは言えず、何らかの格差是正策が望まれる。

①寮整備の推進

東京等都市部には有力大学が集中して立地しており、特に東京ではそれが顕著に見られ、私立大学では学生数ベースで約 30%の大学が東京に立地している。地方からの下宿学生にとって東京の家賃負担と食費が学費以上に重くのしかかる。しかし、安価で食事付の学生寮があれば、この問題は概ね解決する。例えば、石川県出身者用の「石川県学生寮」では、和室 3 畳・食事風呂付で、寮費 19 千円、食費 15 千円となっている。

企業にも、不稼働施設を改築することによる簡素な学生寮の提供や、既存学生寮への経済的な支援などを期待したい。

②地域格差解消のための I C T 活用

I C T 活用によって大学での講義をインターネット上に配信し、遠隔地の大学の講義を受けることができるようにすべきである。例えば、教養課程の間は、自宅で講義を受け、専門課程のみ通学することにすれば、負担を軽減することができ、地域間格差解消の一助となろう。

また、各大学において他の大学の講義内容を受信できる仕組みを検討すべきである。これは大学カリキュラムの効率化や大学教育の質の保証にも寄与する。

③地方国公立大学の役割とその活用

わが国では各県に一つ以上の国立大学が設置されている。これは、医学部、教育学部など、各地域に必要な医師や教師といった人材を確保するための地域格差是正策の一つである。現在、地方国公立大学の再編が進んでいるが、法人数の削減だけに捉われることなく、高等教育の機会均等を確保する観点から、むしろ地方国公立大学を地域の知的文化的拠点として活用していくべきである。また、地元企業とのコラボレーションや、住民の生涯学習の場としても重要な役割を担うべきである。

<おわりに一さらなる議論に向けて>

○義務としての教育から権利としての教育へ

憲法 26 条 1 項には国民の教育を受ける権利が記載されているが、わが国では義務教育をはじめ、親が子どもに教育を受けさせなければならないという義務の思想が強い。このため、親が一生懸命、子どものために教育を与え、そのための費用負担を厭わない。このことは少子化の一因になっているとも言われている。

しかし、高等教育へ進学する段階では、子どもは自己判断ができる年齢に達しており、自主的に進学するかどうかを判断できるようにすべきである。つまり、高等教育への進学を親の判断や養育義務に任せるのではなく、子どもの権利として考えるべきである。ただし、現状の財政状況を鑑みれば、高等教育の無料化は困難であり、親・家庭、本人の負担が基本となるが、どうしても無理な場合は、何らかの公的な支援を行うことが必要である。これは本人だけのためではなく、日本企業の国際競争力に寄与する人材の育成という点で、国や企業のために有効な政策であると考えられるべきである。

○大学で学ぶことに対して、多様で柔軟な考え方を

本提言では、高等教育の機会均等の観点から、奨学金制度の改革を中心に提案したが、大学に行くとしても高校卒業後すぐに大学へ進学することだけが唯一の選択肢ではなく、自分で働いて教育資金を貯めてから大学に進学してもかまわない。実際、働いた経験をベースに何を学びたいかを明確にした上で大学に進学する方が学習効果は高いはずである。アメリカでは大学生の約 4 割が 25 歳以上の成人であり、また大学生の 1/3 が働きながら大学に通っている。

また、現実には若い時期にそれほど勉強をしなかった人も少なくない。一度社会に出て勉強や学問、研究の必要性を実感した後からでも、改めて大学に進学しやすい、やり直しがきく体制作りが望まれる。これには、企業側、大学側の双方の協力が不可欠であり、大学には社会人等の入学への受入れ態勢の充実化を期待し、企業に対しては、そのような学生が年齢上の理由等で就職に不利にならないように、十分な配慮を行うよう求めるべきである。

さらに言えば大学に進学するだけが道ではない。企業は学歴よりも実力ややる気、真面目さ等の方が重要であることを、きちんと学生に伝えるべきである。

○大学教育の質の保証は最低条件

多額の公財政支出をして大学進学への支援をしても、その教育内容が低質であれば、学生自身にとっても、支援する国・企業としても、時間と金の無駄である。大学における教育内容の質の保証については、今まさに教育界での大問題であるが、本来はこの問題が解決しない

限り、いくら機会均等を確保しても無意味である。

したがって、経済同友会においても、学生を採用する企業・産業界の立場から、大学教育や学生の質の保証を重要課題と位置付け、今後大学改革に向けた議論を深めていくこととしたい。その上で、企業が大学に対し学生に何を教育してほしいのか、また、どのような人材を必要としているのか等、企業側からの要請をより具体的な形で大学側に提示していくことが求められる。

以上

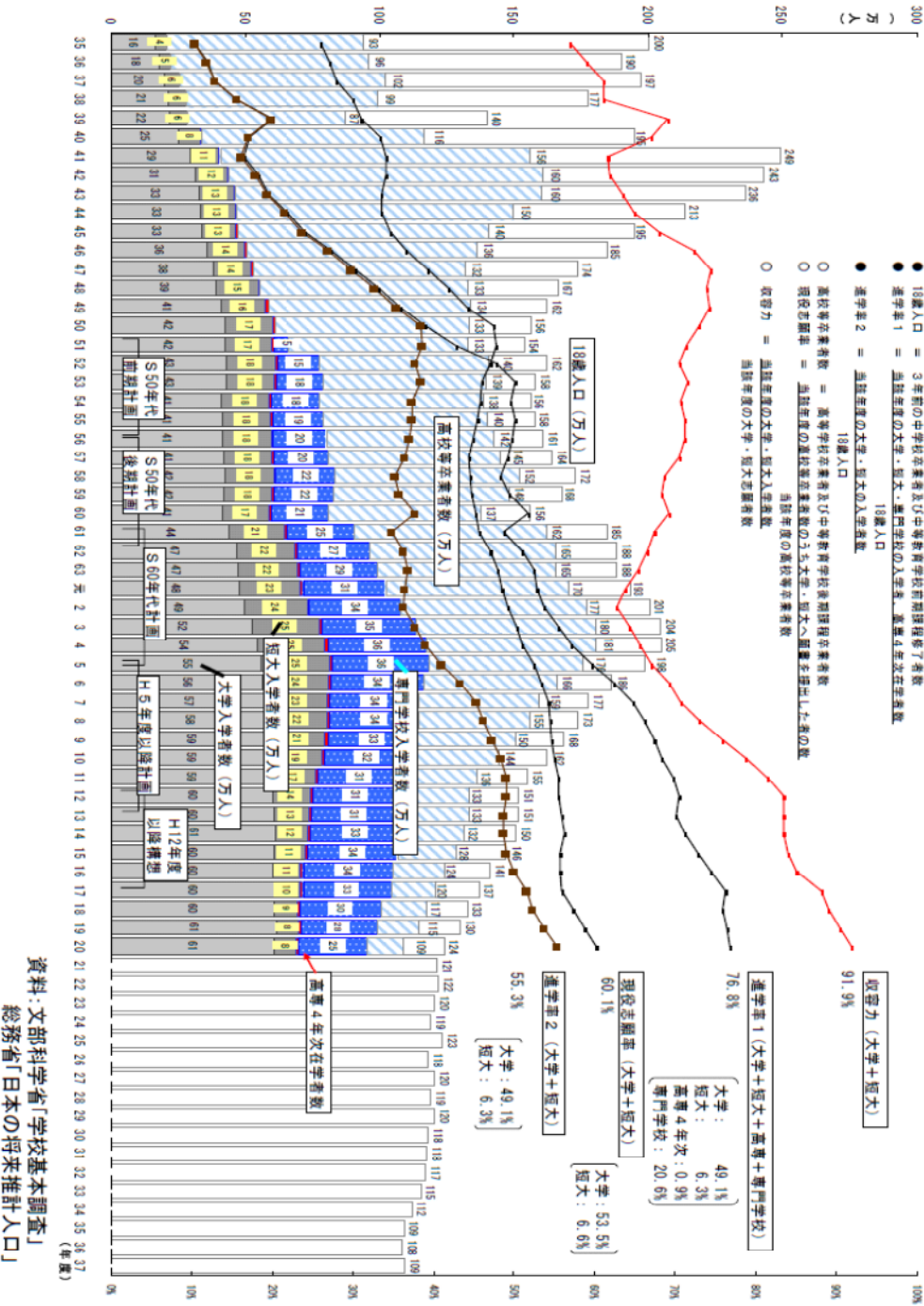
(別紙)

新しい給付奨学金の概要(案)

区分		給付奨学金
対象学種		大学・短大、高専、大学院、専修学校専門課程
給付月額		50,000円
給付基準	学力	大学センター試験の成績上位15%以内 センター入試不参加の大学の場合は大学の推薦(学校割当)
	家計	年収400万円以下
返還方法		—
返還利率		—
更新基準		受給資格の更新は毎年実施。 更新基準は、大学での成績に加え、面接、小論文等により人物面の評価も併せて実施。

(参考図表)

参考図表 1 高等教育の現状（18歳人口と進学率）



参考図表 2 第一種奨学金（無利子）一貸与月額

区 分		貸 与 月 額	
大 学	国 公 立	自 宅	30,000円、45,000円 から 選択
		自 宅 外	30,000円、51,000円 から 選択
	私 立	自 宅	30,000円、54,000円 から 選択
		自 宅 外	30,000円、64,000円 から 選択
	私 立 短 大	自 宅	30,000円、53,000円 から 選択
		自 宅 外	30,000円、60,000円 から 選択
大 学 通 信 教 育		通 年 スクーリング*（ 自 宅 ）	30,000円、54,000円 から 選択
		通 年 スクーリング*（ 自 宅 外 ）	30,000円、64,000円 から 選択
		一 面 接 授 業 期 間	88,000円
大 学 院	修 士 ・ 博 士 前 期 課 程 及 び 専 門 職 大 学 院 の 課 程		50,000円、88,000円 から 選択
	博 士 ・ 博 士 後 期 課 程		80,000円、122,000円 から 選択
高 等 専 門 学 校	国 公 立	自 宅	10,000円、21,000円 から 選択 (30,000円、45,000円 から 選択)
		自 宅 外	10,000円、22,500円 から 選択 (30,000円、51,000円 から 選択)
	私 立	自 宅	10,000円、32,000円 から 選択 (30,000円、53,000円 から 選択)
		自 宅 外	10,000円、35,000円 から 選択 (30,000円、60,000円 から 選択)
専 修 学 校 程	国 公 立	自 宅	30,000円、45,000円 から 選択
		自 宅 外	30,000円、51,000円 から 選択
	私 立	自 宅	30,000円、53,000円 から 選択
		自 宅 外	30,000円、60,000円 から 選択

注1：第一種奨学金（平成17年度以降入学者の場合、アンダーラインは平成21年度からの新貸与月額）

注2：高等専門学校の（ ）内月額は平成17年度以降入学者が4年次に進級した際に適用。

（出所）日本学生支援機構

参考図表 3 第二種奨学金（有利子）一貸与月額

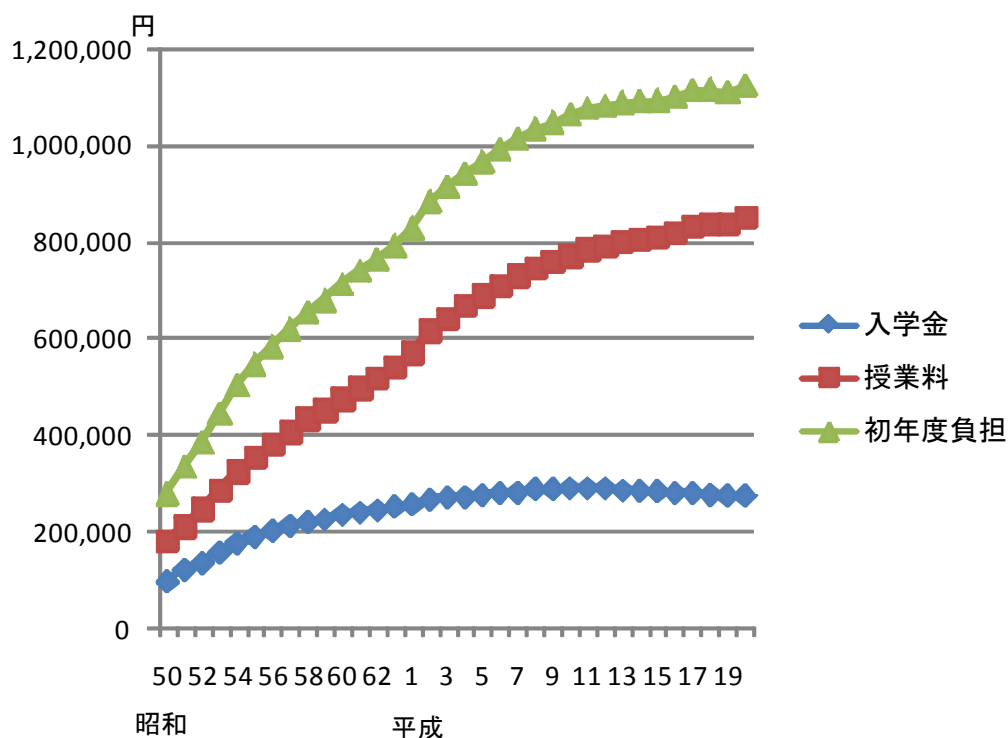
区 分	貸 与 月 額
大 学 （ 学 部 ） 短 期 大 学 高 等 専 門 学 校 （ 4 ・ 5 年 生 ） 専 修 学 校 （ 専 門 課 程 ）	3万円・5万円・8万円・10万円・12万円の中から希望する月額を選択。
大 学 院	5万円・8万円・10万円・13万円・15万円の中から希望する月額を選択。

（注）1. 上記貸与月額の他に私立大学の医学・歯学を履修する課程に在学する者、薬学・獣医学を履修する課程に在学する者、法科大学院の法学を履修する課程に在学する者については、最高貸与月額を超えて機構が定める貸与月額を受けることができる。

2. 入学時特別増額貸与奨学金（アンダーラインは平成21年度からの新貸与額）
入学時に係る一時的な経費に対応するため、入学月又は機構が定める月の貸与月額に定額10万円、20万円、30万円、40万円、50万円の増額貸与を選択できる。

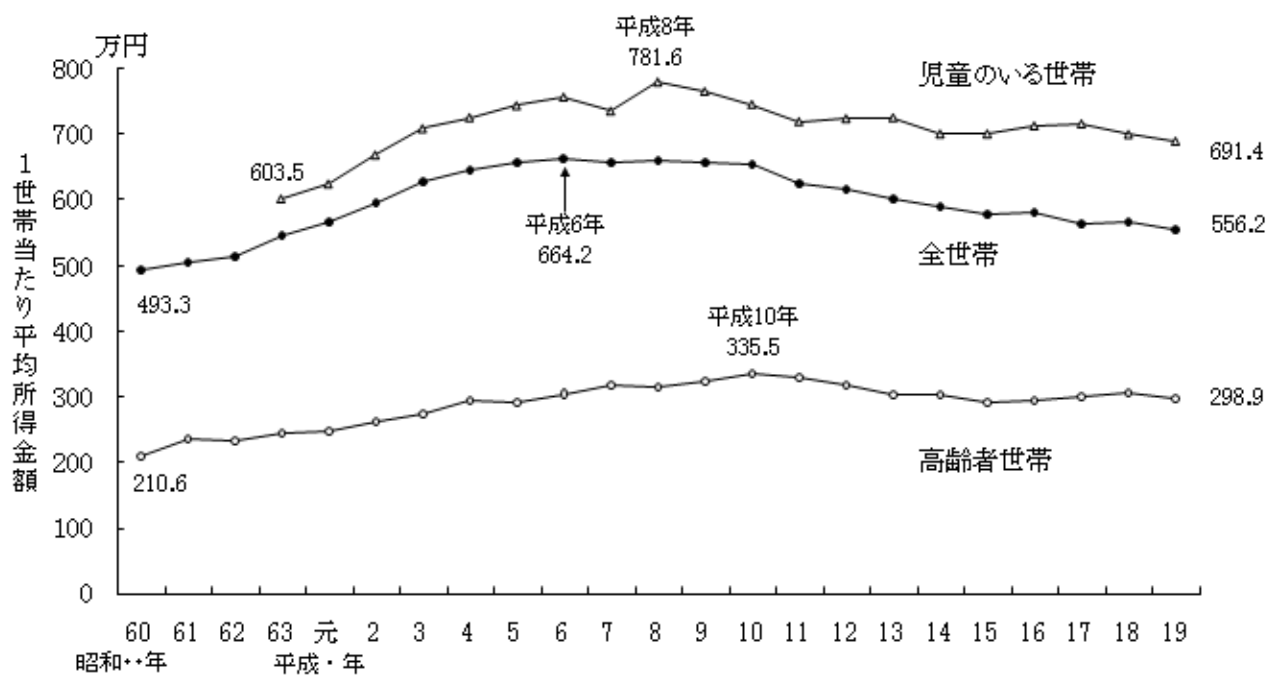
（出所）日本学生支援機構

参考図表 4 私立大学の授業料・入学金の推移



(出所) 文部科学省資料

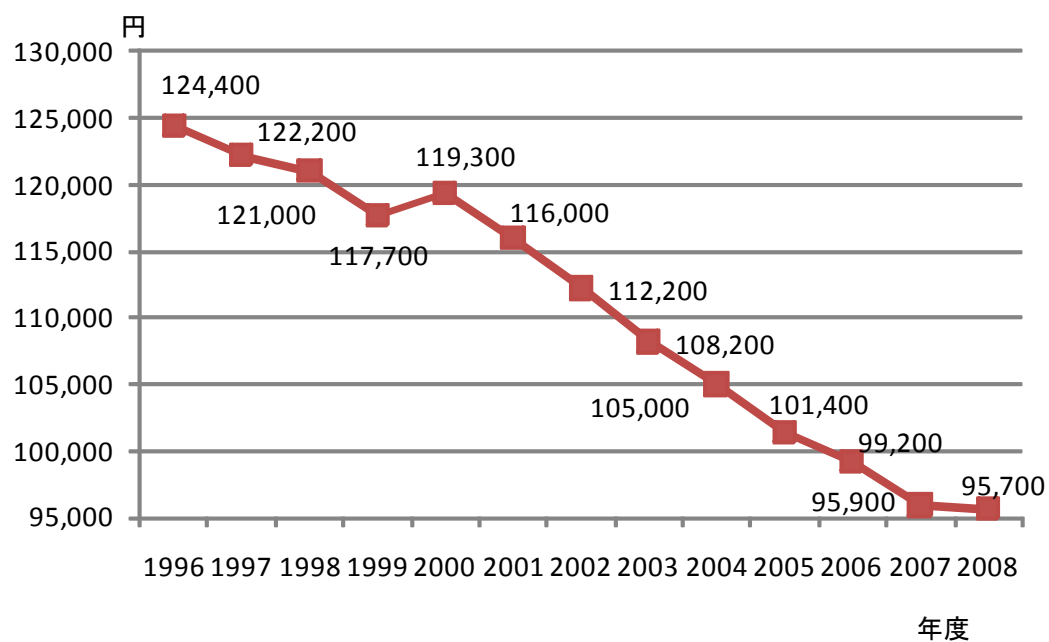
参考図表 5 世帯所得の推移



注：1) 平成6年の数値は、兵庫県を除いたものである。
2) 児童のいる世帯は、昭和63年より表章している。

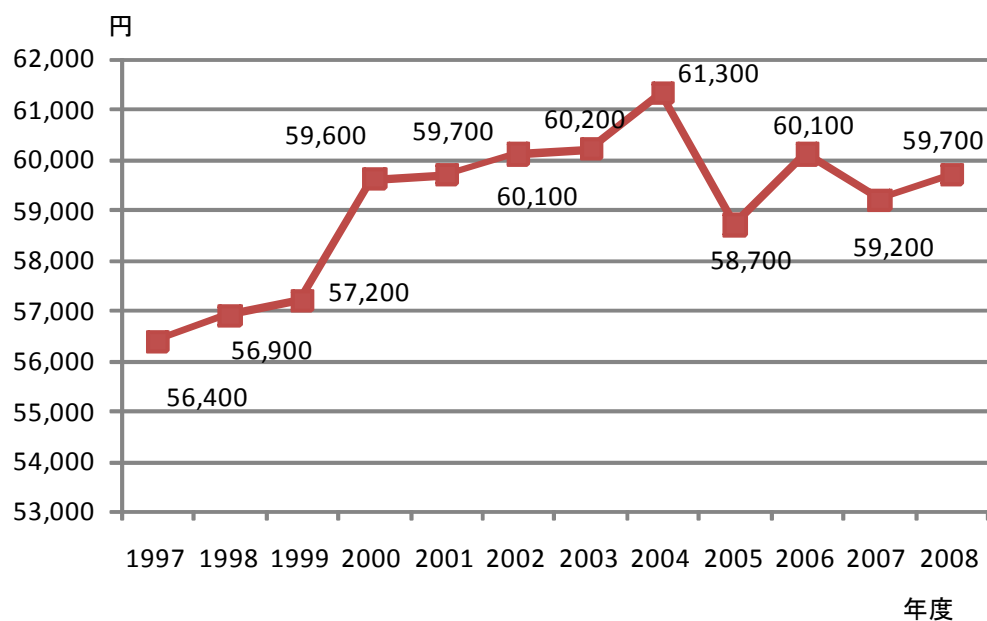
(出所) 国民生活基礎調査

参考図表 6 仕送り額の推移（東京の私立大学生、6 月）



（出所）東京私大教連「私立大学新入生の家計負担調査（2008年度）」

参考図表 7 家賃の推移（東京）



（出所）東京私大教連「私立大学新入生の家計負担調査（2008年度）」

教育問題委員会名簿

(敬称略)

委員長

北 山 禎 介 (三井住友フィナンシャルグループ 取締役社長)

副委員長

天 羽 稔 (デュポン 取締役社長)

岩 下 智 親 (東京海上日動あんしん生命保険 取締役社長)

遠 藤 勝 裕 (日本証券代行 取締役相談役)

高 祖 敏 明 (上智学院 理事長)

鈴 木 雅 子 (パソナグループ 取締役専務執行役員)

田 中 廣 (タナチョー 取締役社長)

森 口 隆 宏 (JPモルガン証券 取締役会長)

委員

伊 藤 文 子 (イトーキ 顧問)

井 上 ゆかり (キャドバリー・ジャパン 取締役社長)

入 江 仁 之 (シスコシステムズ IBSG日本統括)

岩 下 正 (ローン・スター・ジャパン・アクイジションズ 会長)

植 田 勝 典 (日本エンタープライズ 取締役社長)

植 村 裕 之 (三井住友海上火災保険 常任顧問)

江 澤 雄 一 (UBSグループ 特別顧問)

大久保 和 孝 (新日本有限責任監査法人 パートナー)

大久保 秀 夫 (フォーバル 取締役会長兼社長)

大 竹 美 喜 (アフラック (アメリカンファミリー生命保険) 創業者・最高顧問)

岡 本 比呂志 (中央情報学園 理事長)

小 野 俊 彦 (日新製鋼 相談役)

尾 原 蓉 子 (I F I [(財)ファッション産業人材育成機構]
I F I ビジネス・スクール名誉学長)

片 岡 啓 治 (明電舎 取締役会長)

加 藤 丈 夫	(富士電機ホールディングス 特別顧問)
加 藤 康 之	(野村證券 SEO)
神 山 治 貴	(マクニカ 取締役会長)
河 合 豊	(フライングフィッシュサービス 取締役社長)
木 下 満	(モルガン・スタンレー・キャピタル 取締役 マネージング・ディレクター)
木 村 廣 道	(ライフサイエンスマネジメント 取締役社長)
久 保 小七郎	(全日本空輸 特命顧問)
倉 田 進	(KURATA and ASSOCIATES 東京オフィス代表)
高 坂 節 三	(コンパ°ス°パ°タ°ーズ° L.L.C. ゼ°ネ°ル°パ°ート°ナ° 日本代表)
河 野 俊 二	(東京海上日動火災保険 名誉顧問)
小 林 恵 智	(ヒューマンロジック研究所 取締役会長)
古 森 重 隆	(富士フイルムホールディングス 取締役社長 CEO)
佐 伯 基 憲	(日本ユニシス 顧問)
阪 本 美貴子	(ヒューマントラストホールディングス 代表取締役)
笹 山 幸 嗣	(メザニン 代表取締役)
佐 藤 純 二	(農林中金総合研究所 取締役社長)
佐 藤 龍 雄	(昭和電工 常任顧問)
澤 尚 道	(ビー・エヌ・ピー・パリバアセットマネジメント 常務取締役)
島 田 俊 夫	(シーエーシー 取締役社長)
正 田 修	(日清製粉グループ本社 名誉会長相談役)
白 石 隼 男	(国際基督教大学 財務理事)
陳 野 浩 司	(ドイツ証券 マネージングディレクター)
鈴 木 喜 輝	(サーベラス ジャパン 取締役社長)
住 谷 栄之資	(キッズシティージャパン 取締役社長)
皇 芳 之	(三菱レイヨン 取締役会長)
瀬 山 昌 宏	(インターエックス 取締役社長)
反 町 勝 夫	(東京リーガルマインド 取締役社長)
高 橋 栄 一	(ファイザー 取締役 執行役員)
田部井 昌 子	(関塾 取締役会長)

田 村 哲 夫	(青葉学園 (東京医療保健大学) 理事長)
塚 本 桓 世	(東京理科大学 理事長)
津 川 清	(OFFICE TSUGAWA 代表)
辻 井 隆 司	(A. T. カーニー パートナー)
マーク デュレイ	(アデコ 取締役会長 (最高経営責任者) 兼社長)
土 居 征 夫	(企業活力研究所 理事長)
同 前 雅 弘	(大和日英基金 副理事長)
富 田 純 明	(日進レンタカー 取締役会長)
長 江 洋 一	(六興電気 取締役兼代表執行役社長)
中 村 明	(クリーク・アンド・リバー社 取締役会長)
永 山 妙 子	(ファースト エグゼクティブ リミテッド 代表取締役)
野 田 智 義	(アイ・エス・エル 理事長)
信 井 文 夫	(映像新聞社 取締役会長)
芳 賀 日登美	(マンパワー・ジャパン 専務執行役員)
外 立 憲 治	(外立総合法律事務所 所長・代表弁護士)
長谷川 暁 子	(日動画廊 専務取締役)
畑 川 高 志	(アメリカン・アプレーザル・ジャパン 取締役会長・CEO)
波多野 敬 雄	(学習院 院長)
林 明 夫	(開倫塾 取締役社長)
林 達 夫	(アークデザイン 取締役社長)
原 田 泳 幸	(日本マクドナルドホールディングス 取締役会長兼社長兼CEO)
火 浦 俊 彦	(ベイン・アンド・カンパニー・ジャパン・インコーポレイテッド マネージング パートナー)
樋 口 智 一	(ヤマダイ食品 取締役会長兼社長)
平 田 正	(協和発酵キリン 名誉相談役)
廣 瀬 駒 雄	(ディレクトフォース シニアフェロー)
廣 瀬 勝	(森ビル 監査役)
藤 田 實	(オグルヴィ・アンド・メイザー・ジャパン 取締役副会長)
堀 義 人	(グロービス・グループ グロービス経営大学院学長、 グロービスキャピタル パートナース 代表)

堀 口 智 顕	(サンフロンティア不動産 取締役社長)
前 原 金 一	(昭和女子大学 副理事長)
松 本 洋	(アドベント インターナショナル 取締役社長)
松 本 善 臣	(宇部興産 取締役)
蓑 田 秀 策	(KKRジャパン 取締役社長)
宮 城 利 行	(ティーガイア 取締役会長)
村 田 嘉 一	(日立製作所 名誉顧問)
茂 木 賢三郎	(キッコーマン 相談役)
森 康 明	(インフィニオンテクノロジーズジャパン 取締役社長)
森 川 智	(ヤマト科学 取締役社長)
森 島 英 一	(佐世保重工業 取締役社長)
矢 崎 和 広	(諏訪貨物自動車 取締役会長)
安 永 雄 彦	(島本パートナーズ 取締役社長)
山 中 信 義	(ベインキャピタル・ジャパン 副会長)
山 中 祥 弘	(ハリウッド大学院大学 学長)
横 山 善 太	(JALUX 特別顧問)
吉 村 幸 雄	(シティグループ・ジャパン・ホールディングス 執行役員 ガバメント・アフェアーズ 担当)
米 澤 健一郎	(ソニー学園 理事長)
和 地 孝	(テルモ 取締役会長)

以上98名

事務局

伊 藤 清 彦	(経済同友会 執行役)
藤 巻 正 志	(経済同友会 執行役)
篠 塚 肇	(経済同友会 政策調査第2部 部長)
松 本 博 行	(経済同友会 政策調査第2部 マネジャー)